様式第九号その六を次のように改める。

様式第十三号
その六（家畜体外受精卵の生産に関する事項）

卵巣を採取した雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）	名　　前	家畜登録機関名及び登録番号	品　　種	（個体識別番号）	生年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所

交配した種畜						診断及び体外受精卵										体外受精卵の譲渡（※１）		摘要
名前	種畜証明書番号	等級	家畜登録機関名及び登録番号	品種	家畜人工授精用精液証明書番号	診断の年月日	診断した獣医師の登録番号及び氏名	卵巣採取年月日	未受精卵採取個数	体外授精年月日	体外受精卵検査年月日及び時刻	正常受精卵個数	正常受精卵の形態	家畜体外受精卵証明書番号（※２）	凍結の有無	年月日	譲渡先の氏名又は名称及び住所	
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				
														号				

備考

1　獣医師又は家畜人工授精師が雌畜（そのとたいから卵巣を採取した雌畜を含む。）ごとに作成して体外受精卵の生産に関する事項を記載し、又は記録すること。

2　牛であって、その個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第２条第１項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）が分かる場合は、（個体識別番号）の欄に個体識別番号を記載すること。

3　体外受精卵を生産し、封を施すことなくその場で雌の家畜に移植したときは、摘要欄にその体外受精卵の生産に関する証明書番号を記載し、又は記録すること。

4　正常受精卵の形態の欄には、卵の分割状態等の違いが明らかになるようスケッチをし、顕微鏡写真（電磁的記録により作成されたものを含む。）を添付し、又はその卵の胚の品質コード及び発育ステージを記載すること。

5　（※１）印の欄には、体外受精卵を生産した獣医師又は家畜人工授精師が体外受精卵を譲渡する場合に限り記載し、又は記録する。

6　（※２）同一の家畜人工授精所内において、同一の家畜体外受精卵証明書番号を使用しないこと。